

令和4年2月 定例総会議事録

日 時 令和4年2月28日(月) 午前9時00分～午前11時30分

場 所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	兒玉厚夫	会長代理	竹山義高	3	石川文男	5	松田まり子
6	高田春男	7	瀬戸山博好	8	大山竹子	9	春口隼人
10	下沖秀人	11	下蘭民男	12	小畠利春	13	種子田勝
14	内一幸	15	大部実男	16	河野雄二	17	竹村得生
18	東原安雄	19	棚橋道夫	20	福本正三		

農地利用最適化推進委員

21	田中久美子	22	四位正生	23	栞水流峯一	24	欠番
25	大久津和幸	26	山之口洋一	27	倉菌嘉枝子	28	田原尚紀
29	欠番	30	丸尾義盛	31	池井周造	32	池田幸一
33	谷口和巳	34	上仮屋博	35	中山敏章	36	大山則夫
37	山下市郎	38	上原都由子	39	吉村昭生		

欠席 全員

事務局

事務局長	藤崎浩一	主幹	橋口覚	主査	竹内秀次	主事補	嶺石将伍
野尻分室長	志々目篤夫	主幹	西原学				
須木分室長	富永新光	主査	桑原裕幸				

欠席 桑原 裕幸

議 題

- 報告第6号 農地法農法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第7号 農地利用集積計画の変更について
- 報告第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について

- 議案第11号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(使用貸借)
- 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(賃貸借)
- 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第17号 農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第18号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第19号 農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について

議案第 20 号 非農地証明願い承認について

議案第 21 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について

事務局 おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 2 月の行事報告と 3 月の行事計画を報告します。

(2 月の行事報告と 3 月の行事計画)

開会の言葉を竹山会長代理が申し上げます。

会長代理 おはようございます。日中の寒さもだいぶ和らいできましたが、まだまだコロナが消えないようでございます。それでは小林市農業委員会 2 月期の定例総会を開会します。よろしくお願いいたします。

事務局 児玉会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 6 号から第 8 号までの 50 件、議案が第 11 号から第 21 号までの 59 件、合計 109 件でございます。それでは農業委員会規則第 6 条の規定により児玉会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議事に入る前に今月の議事録署名を 17 番竹村委員と 20 番福本委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 6 号～報告第 8 号朗読)

議長 ありがとうございます。質問等はございますか。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第 11 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

事務局 (事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 11 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 11 号 1 番朗読、他 10 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(9 番挙手)

議長 はい、9 番。

9 番 今月は第 3 小委員会に農地法 3 条関係が 1 議案の 6 件、基盤法関係が 4 議案の 16 件の事前審査を付託されましたので 2 月 18 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。

議案第 11 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について報告をします。

1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 268,384 円。

2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 108,932 円。

3 番、知人から贈与を受けるものです。

4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 206,953 円。

5 番、親戚から贈与を受けるものです。

6 番、申請地を購入し新規就農を図るということで、自家用の稲作を栽培するということです。10a あたり 234,423 円。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 今月の野尻町区分の全議案の事前審査を第 1 小委員会に付託されましたので 2 月 18

日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。

同じく議案第 11 号野尻町区分について報告をします。

7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 204,715 円。

8 番、父から贈与を受けるものです。

9 番、母から贈与を受けるものです。

10 番、父から贈与を受けるものです。

11 番、母から贈与を受けるものです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 反対するわけではないのですが、4 番が基盤法を使えなかった理由を教えてください。

事務局 4 番の質問について回答します。行政書士からの申請で色々話を聞いたところ、既に支払いが済んでいるということでしたので、それであれば基盤法ではなく 3 条でないと難しいということで、それが理由になります。

14 番 分かりました。

議長 外に質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 11 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 12 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 12 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 12 号 1 番朗読、他 2 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（9 番挙手）

議長 はい、9 番。

9 番 議案第 12 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計
画（使用貸借）について報告をします。

1 番、再設定で 5 年間です。

2 番、農業者年金受給の為の再設定で 10 年間です。

3 番、これも農業者年金受給の為の再設定で 20 年間です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。

議案第 12 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計
画（使用貸借）を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定します。

続きまして議案第 13 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定に
ついてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 13 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画（貸貸借）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 13 号 1 番朗読、他 1 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(9 番挙手)

議長 はい、9 番。

9 番 議案第 13 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）について報告します。

1 番と 2 番の受手は同じ方です。再設定で期間は 5 年間、10a あたり 7,000 円です。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 13 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 14 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 14 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 14 号 1 番朗読、他 11 件省略)

議長 ありがとうございます。10 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは審査報告をお願いします。

(3 番挙手)

議長 はい、3番。

3番 議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)の10番について報告をします。
申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり104,466円です。総額とあっせん委員はお目通しをお願いします。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)の10番に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、許可することに決定をしました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは10番以外の審査報告をお願いします。

(9番挙手)

議長 はい、9番。

9番 議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)について報告をします。
総額とあっせん委員についてはお目通しをお願いします。
1番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり154,120円。
2番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり250,000円。
3番と4番は等価交換です。
5番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり196,078円。
6番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり300,000円。
7番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり278,019円。
8番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり250,000円。

9 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 270,000 円。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 14 号野尻町区分について報告をします。
11 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 153,846 円。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 14 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画
(所有権) に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定に
ついてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画(農地中間管理事業)を作成したので計画通り決定する。

(議案第 15 号 1 番朗読、他 15 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(9 番挙手)

議長 はい、9 番。

9 番 議案第 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）について報告をします。
使用貸借が 2 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、許可相当と判断しました。報告を終わります。

（3 番挙手）

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 15 号野尻町区分について報告をします。
使用貸借が 7 件、賃貸借が 7 件、合計 14 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 16 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 16 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

（議案第 16 号 1 番朗読、他 3 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（6 番挙手）

議長 はい、6番。

6番 今月は第2小委員会に4条、5条、非農地証明願の事前審査を付託されましたので2月21日に審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第16号農地法第4条の規定による許可申請書進達について報告をします。
1番、南西方、今別府、転用の理由は植林です。昭和60年頃に植林を行っていましたが既に伐採をされていました。次にまた植林をするということで、きれいに整備されていました。
2番、北西方、黒仁田迫、ここは私も2回ほど現場を確認しています。勾配のある土地で雑木林の中に杉が何本かありましたので、私の判断で植林がいいのではないかと本人に話しました。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 同じく議案第16号野尻町区分について報告をします。
3番、三ヶ野山、下り山、転用の理由は牛舎敷地です。農業用施設用地へ変更中です。農地区分は農用地ですが例外許可農業用施設に該当すると思われます。隣接する農地は2面ありますが、1面は申請者の農地で、1面は農道を挟んで果樹園です。水の流れは道路についている側溝で受けられるようになっています。
4番、東麓、伊佐原、豚舎敷地です。農業振興地域整備計画第11条公告中 用途変更です。農用地ですが例外許可農業用施設に該当すると思われます。山に囲まれた畑です。水の流れは浄化槽1棟、調整池2か所、既存の排水溝を利用して流す計画です。畑かんの受益地ですが解決済みということです。代替地は4,390㎡です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第16号農地法第4条の規定による許可申請書に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第17号農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第17号農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第17号1番朗読、他1件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(6番挙手)

議長 はい、6番。

6番 議案第17号農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請について報告をします。

1番、堤、亀尾原、やまさきの東側で借人の事業所の目の前で、転用の理由は駐車場・資材置場です。

2番、細野、鳥居東、グンゼの東側です。転用の理由は駐車場です。コンビニの駐車場を拡大するということです。既存の施設の2/1の面積規模があれば許可を認めるということです。コンビニの前に水路があり心配していましたが、土地改良区との話し合いはすでについているということでした。駐車場を広げた後に駐車場の横に再度水路を作り直すということです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第17号農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第18号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 18 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請があったから意見書を
付して進達するものとする。

(議案第 18 号 1 番朗読、他 5 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(6 番挙手)

議長 はい、6 番。

6 番 議案第 18 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告を
します。

1 番、南西方、今別府、議案第 16 号 1 番の隣接地で、転用の理由は植林です。ここ
はまだ木が立っていました。

2 番、堤、前野迫、議案第 19 号 1 番に出てきます。転用の理由は一般住宅です。
譲渡人が建売で購入した土地です。そこを建売ではなく宅地で売買する案件です。

3 番、南西方、下水流、転用の理由は住宅敷地です。母からの贈与に伴い農地であ
ることが判明したため申請するものです。

4 番、細野、永田平、転用の理由は駐車場です。

5 番、4 番の下の土地で駐車場です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 18 号野尻町区分について報告をします。

6 番、東麓、一本柵、転用の理由は一般個人住宅・通路敷地です。農地区分は 2 種
農地です。集落前の農地です。水の流れは道路についている側溝に流す計画です。
面積が 604 m²で許可基準は概ね 500 m²ですが、通路敷地を含んでいることから範囲
内と判断をしました。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 2 番の介在畑というのは何ですか。

事務局 ご質問にお答えします。現況の介在畑というのは、過去に転用許可が出ている地目の表示になっていまして、現況地目もそのまま出しました。

6 番 畑の状態而建売住宅を造るという申請があつて畑ではなくなつたけど、家を造っていないから介在畑という状態でございます。

4 番 分かりました。

議長 他に質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 18 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 19 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 19 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
下記のとおり農地転用許可後に事業計画変更申請があつたから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 19 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(6 番挙手)

議長 はい、6 番。

6 番 議案第 19 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について報告をします。
1 番、議案第 18 号 2 番で出た案件です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございますか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 19 号農地転用許可後の事業計画変更申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。
続きまして議案第 20 号非農地証明願い承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 20 号非農地証明願い承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 20 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 議案第 20 号非農地証明願い承認について報告します。
1 番、東麓、名字ヶ瀬、調査事項は原野です。既に小さい雑木が生えていました。
農地区分は農用地です。3 面は山林に囲まれています。1 面だけ隣接地がありますが影響はないように管理するということです。
審議の結果、小委員会としては申請通り許可することと判断をしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございますか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 20 号非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 21 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 21 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正の諮問について、下記のとおり同意するものとする。別冊となっております。お配りしている資料をご覧ください。こちらにつきましては、農業振興課より担当が来ておりますので、担当より説明いたします。

(農業振興課より説明)

議長 ありがとうございました。
失礼な言い方かもしれませんが、500 万円の所得者が小林市に何人いるのでしょうか。目標ですのでこれでいいと思うのですが、小林で月給がどれくらい分かりませんが、500 万円は高いですね。水田だけだったら 20 町部作らないと 500 万円は、なるのかな。反の 3 万くらいだったとしても相当なものです。500 万円はハードルが高いと思っています。今は後継者不足とか色々ありますから大変だろうと思います。みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

(12 番挙手)

議長 はい、12 番。

12 番 6 ページに「担い手への農地集積に加え、農地の集約化に努める。」これを 80%と書いてあります。下の 3 番に「目標年数は令和 5 年度とする」とありますが、これに対して農業委員会の役割はどのように捉えているのでしょうか。

事務局 この目標が出たのが平成 25 年度です。一応昔から国の目標は担い手に対して 80%集積していきましようという計画だったのですが、平成 25 年ではじめて 10 年後いうことで年度設定がだされました。それに伴って農業委員会は変わりまして、これをもとに農地利用最適化推進委員を設置して中間管理事業も入れて 80%を目指すという考えになっています。農業委員会としては 80%を目指すということで、それ

までは農地法と基盤法だけだったのですが、これだけだと80%の達成は難しいということで、国は新たに中間管理事業を入れて、なおかつ農業委員会においては農地利用最適化推進委員の方々を入れてこの80%を目指しましょうという考えになっています。農業委員会としてもこの80%の取り組みを進めていかなければならないという風になっていますのでよろしく願いいたします。以上でよろしいでしょうか。

議長 農地法が5年前に改正されて、私は改正ではなく改革だと言ってきていて、そのように意見を述べてきたんですが、結果的には中間管理事業を厳格にするために分けるというようなことが必要ではないかと思っております。農地利用最適化推進委員の方々は農地中間管理事業の方にウエイトをおいてお願いします。農業委員は委員会においては許可権限事務でしっかりやってくださいということでありますから、一緒にないと仕事はできませんよと言ってきているんですが、今でも考え方は一緒です。何が何だか分からないままやってきているんですが。農地利用最適化推進委員は農業委員と何が違うかというと答えることが私はできません。なぜなら農業委員が出席しなければいけないですからね、あつせんとか。農地利用最適化推進委員の方々もあつせんをしたりしなければならぬ、やることは一緒なんですよ。農地中間管理事業の目標を達成するために補助的に分けてつくったと思うんですが。都城市は農地利用最適化推進委員がすごく多くて60名くらい、だいたい100㎡に1名ということで。小林市は6,500㎡ですので65人まではいいですよ。65人もいてそんなに仕事があると思いますか。県も突っ込んで説明は出来ないと思いますが。今日来たのは、あつせんとか集積をお願いしますということですかね。

(12番挙手)

議長 はい、12番。

12番 新しい年度で農地利用最適化推進委員と農業委員が選ばれますが、その時、もう1回勉強会をしないと分からないと思います。私も中間管理事業の係をしていますがそれでも分かりづらいので、勉強会をして取り組まないといけないと思います。よろしく願いします。

議長 県の方も計画をしたのですが、コロナの関係で出来なかったということもありますので、研修会においては全員参加していただくようお願いをしたいと思います。今度改正するのは小林市と都城市なので、小林市は小林市だけで研修会をすることが必要でないかと思っております。全体的にやると質問もしづらいですもんね。

(6番挙手)

議長 はい、6番。

6番 改正を行った項目の中に認定農家の話は10万円ということで修正があったのですが、

農地利用集積円滑化事業が廃止となりましたと書いてありますが、中間管理事業に円滑化が入るんですか。詳しく説明をしていただけないでしょうか。

事務局 既に円滑化事業は廃止されています。その後、中間管理事業になったということで、以前、円滑化事業でやっていったもので、更新時期がきたものにつきましては、中間管理事業に乘せ換えています。
終期がくるまでは円滑化事業でやるのですが、新規での円滑化事業はないという風になります。ほとんどはJAが間にたってやっていたものになります。

6 番 農協の職員が農地の賃貸借、使用貸借のあっせんまわってきていたのが廃止になったということですか。

事務局 はい、廃止になりました。

6 番 確かに前は小林は少なかったけど野尻が結構ありましたよね。

議長 それが中間管理事業になったということですね。

6 番 分かりました。さきほど意見があったように新しいメンバーになった時点で、細かいところまでの説明を市側としても農業委員、農地利用最適化推進委員が理解できるようにしていただきたいです。

議長 そうですね。農業会議に要望すればできると思いますので、研修会の際は全員参加をお願いします。意見を言い合いながらですね。でないと一方的な説明を受けただけでは勉強になりませんから。その時は、農業振興課も一緒にやればいいんじゃないだろうかと思っております。
それでは採決をします。
議案第 21 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正の諮問について同意される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。
以上をもちまして本日の総会を終了します。
ありがとうございました。

閉議 午前 11 時 30 分

令和4年2月28日 定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟